

◆調査の概要

1 調査の目的

2020年農林業センサスは、農林業構造統計（統計法（平成19 年法律第53 号）第2 条第4 項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2020 年農林業センサスは、統計法、統計法施行令（平成20 年政令第334 号）、農林業センサス規則（昭和44 年農林省令第39 号）及び平成16 年5月20 日農林水産省告示第1071 号（農林業センサス規則第5 条第1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

3 調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統
農林業経営体調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（注）	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象 (農林業経営体)

注：試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

4 調査事項

経営の態様、世帯の状況、農業労働力、経営耕地面積等、農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況、農産物の販売金額等、農作業受託の状況、農業経営の特徴、農業生産関連事業、林業労働力、林産物の販売金額等、林業作業の委託及び受託の状況、保有山林面積、育林面積等及び素材生産量、その他農林業経営体の現況

5 調査期日

令和2 年2 月1 日現在で実施した。

6 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接

調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

7 2020 年調査の主な変更点

（１） 調査対象の属性区分の変更

2005 年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015 年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020 年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

（２） 調査項目の見直し

ア 調査項目の新設

（ア）青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別

（イ）有機農業の取組状況

（ウ）農業経営へのデータ活用の状況

イ 調査項目の削減

（ア）自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（これまでの農業就業人口の区分に利用）

（イ）世帯員の中で過去 1 年間に自営農業以外の仕事に従事した者の有無（これまでの専兼業別の分類に利用）

（ウ）田、畑、樹園地の耕作放棄地面積

（エ）農業機械の所有台数

（オ）農作業の委託状況

（カ）農外業種からの資本金、出資金提供の有無

（キ）牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等

8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で有効回答となった調査票も集計対象とした。

9 経営体について

1 経営体で農業経営体と林業経営体の両方に該当する場合は、それぞれに計上されている。